

住まいの活用相談

仙台市は9つの専門団体と「仙台市における既存住宅の活用に向けた相談体制の構築に関する協定」を締結し、既存住宅活用促進による空き家の未然防止に努めています。

●専門団体無料相談制度

将来誰も住まなくなる、または、すでに使われていない住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

「どこに相談したらよいか」「何から手をつければよいか」といった不安をお持ちの所有者やその親族の方は、仙台市住宅政策課までお問い合わせください。

専門団体の相談窓口

相続に関する相談	宮城県司法書士会 宮城県行政書士会
不動産売買・賃貸に関する相談	宮城県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会宮城県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会宮城県支部
土地・建物の評価に関する相談	宮城県不動産鑑定士協会
建物診断やリフォームに関する相談	日本建築家協会東北支部宮城地域会 宮城県建築士会仙台支部 宮城県建築士事務所協会

●ワンストップ相談制度

売買もしくは賃貸で活用したいという意向が固まっているものの、具体の不動産事業者の選定が難しい場合には、不動産団体が推薦する不動産事業者を紹介することが可能です。（利用条件については裏面をご覧ください）

この制度では、相談から物件調査、価格査定、売買・賃貸借契約締結に至るまで同じ不動産事業者の対応が可能です。

お問合せ：仙台市住宅政策課（022-214-8330）

裏面（相談の流れ）もご覧ください

住まいの活用相談の流れ

まずは仙台市住宅政策課へお電話にて問合せください
(ご希望によっては市役所でお話を伺います(予約制))

電話番号：022-214-8330

業務時間：8時30分～17時15分

(土日祝日および12月29日～1月3日を除く)

仙台市青葉区国分町3丁目7-1 仙台市役所7階



【次の①～③に該当する場合】

- ① 所有者ご本人からの相談
相続手続きが完了していることが要件となります
- ② 売買もしくは賃貸の活用を希望
- ③ 不動産事業者への相談を希望

専門団体無料相談制度

内容に応じて、複数の専門団体相談窓口を紹介します

相談を円滑に進めるため、ご相談の内容を紹介先に事前に引き継ぎすることも可能です



紹介された各専門団体に電話連絡のうえご相談下さい

無料で相談できる内容は団体によって異なるため、相談の際にご確認ください

ワンストップ相談制度

上記①～③を確認の上、不動産団体が推薦する不動産事業者のリストをお渡しします



相談事業者を選び、本制度による相談を希望する旨を電話で連絡し、相談して下さい

以下の書類があれば事前にご準備ください。

- ・登記事項証明書(登記簿謄本)
- ・土地測量図・境界確定図
- ・建築設計図書(図面)
- ・建築確認済証及び検査済証
- ・売買契約書及び重要事項説明書
- ・マンション管理規約



仙台市都市整備局 住宅政策課

仙台市青葉区国分町3丁目7-1

仙台市役所7階

電話番号：022-214-8330